

# 日米合同ティーチイン 日本国憲法と死刑執行

～再審請求中の死刑執行は、  
憲法に違反しないのか？～



キャロル・スタイカー  
(ハーバード大学  
ロースクール教授)



ジョーダン・スタイカー  
(テキサス大学  
ロースクール教授)



阪口正二郎  
(一橋大学大学院  
法学研究科教授)

東京集会  
「いま、再審請求中の死刑執行を考える」  
2018年6月13日(水)14:00～16:30(開場13:30)  
通行証100枚限定  
於:衆議院第1議員会館 国際会議室(1階)

- (司会) 笹倉香奈(甲南大学法学部教授、DPDPP)  
○企画の趣旨 西田理英(弁護士・第二東京弁護士会)  
○日本の現状 「いま日本の死刑は」  
○米国の現状 (1) キャロル・スタイカー(ハーバード大学教授)  
(2) ジョーダン・スタイカー(テキサス大学教授)  
○憲法学者の立場から 阪口正二郎(一橋大学大学院教授)

## 京都・龍谷大学シンポジウム 「死刑と適正手続」

～再審査なき死刑執行(Execution without Review)を考える～

2018年6月16日(土)13:00～17:00(開場12:30)

於:龍谷大学 大宮学舎・清和館

- 挨拶 笹倉香奈(甲南大学法学部教授、DPDPP)  
○企画の趣旨 西田理英(弁護士・第二東京弁護士会)  
○日本の現状 「いま日本の死刑は」  
○米国の現状 (1) ジョーダン・スタイカー(テキサス大学教授)  
(2) キャロル・スタイカー(ハーバード大学教授)  
○憲法学者の立場から 阪口正二郎(一橋大学大学院教授)  
米国3弁護士(R・ショーネマン、J・マークス、T・ポセル)からの  
実践紹介(5分ずつ⇒30分)  
○質疑応答  
○挨拶 石塚伸一(龍谷大学犯罪学研究センター長)

- 【主催】龍谷大学犯罪学研究センター  
【共催】死刑と適正手続プロジェクト  
(Death Penalty and Due Process Project(DPDPP))  
【後援】龍谷大学矯正・保護総合センター  
刑事司法未来プロジェクト(弁護士 金子武嗣基金)ほか

### 要申込(裏面参照)

右記QRコードで、ネット申込  
を受付けています。お早め  
にお申し込みください。



プログラムには変更の可能性があります。  
詳細はHPをご参照ください。

### お問合せ先

龍谷大学 犯罪学研究センター  
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67  
Tel 075-645-2184  
Fax 075-645-2240  
HP <http://crimrc.ryukoku.ac.jp>

You,  
Unlimited



## 【企画趣旨】

2017年の7月と12月に、再審請求中の死刑確定者3名が執行されました。日本では、刑事訴訟法上、死刑執行の命令は法務大臣の権限とされており、再審請求には死刑執行停止の効力が定められていません。また、死刑執行にあたっては死刑執行日の事前の公表も定められていません。

もっとも、日本政府は、再審請求中の確定者に対する死刑執行には慎重な態度をとってきました。こうした日本政府の死刑執行に対する慎重な姿勢の下、1980年代に「免田」「財田川」「松山」「島田」4事件の死刑確定者の再審無罪が確定し、いままた、いわゆる「袴田事件」の再審開始の決定が出されました。

しかし、2017年度のように再審請求中の死刑囚に対する死刑執行が行われるようになれば、取り返しのつかない事態が生じるかもしれません。

こうした死刑執行をめぐる日本政府の実務の転換は、死刑に賛成か反対か、人を殺したら死ぬべきかといった、死刑をめぐるこれまでの議論と同じ問題でしょうか。それを超えて議論しなければならない点はないのでしょうか。

さて、海を越えたアメリカでは、死刑制度が「適正手続」や「残虐で異常な刑罰の禁止」といった憲法の定めに関する問題として裁判で議論され、多数の判例が生まれています。

そこで、私たちは、アメリカにおいて死刑問題に真摯に取り組んでおられる著名な憲法や刑事訴訟法の研究者・実務家をお招きし、さらには日本の憲法学者も交え、憲法学の視点から日本の死刑の現状と課題、とりわけ再審請求中の死刑執行の問題について考えてみることにしました。

この一連の企画が再審請求中の死刑執行という問題に新たな光を当て、裁判所での新しい議論を生み、さらには死刑に関する国民的議論にすこしでも貢献することになれば幸いです。みなさま、奮ってご参加ください。

## 【略歴】

キャロル・スタイカー (Carol Steiker) ハーバード大学ロースクール教授。主たるテーマは刑事司法。研究対象は、刑事実体法から手続法、制度構成の幅広い領域にわたる。とりわけ、死刑の問題については、第一人者である。

ジョーダン・M・スタイカー (Jordan M. Steiker) テキサス大学教授。同大学死刑廃止センター所長。連邦最高裁マーシャル判事のロークラークを務めた後、1990年テキサス大学教授に就任。憲法、連邦人身保護令状および死刑について著作活動を展開している。

阪口正二郎 一橋大学大学院法学研究科教授、元一橋大学法科大学院長。2006年憲法理論研究会事務局長・2015年全国憲法研究会事務局長などを歴任。専攻は憲法、比較憲法。研究テーマは立憲主義、表現の自由、アメリカ憲法など。

ラウル・ショーネマン (Raoul Schonemann) 弁護士。死刑事件センター教授。1991年から、テキサス州、アラバマ州、ジョージア州の死刑確定者の弁護活動に従事。テキサス・リソースセンターのスタッフ弁護士。サンフランシスコ公設辩护人。アトランタの死刑事件訴訟ユニットのマネジング弁護士として活動している。

ジム・マーカス (Jim Marcus) 弁護士。死刑事件センター教授。1993年から州および連邦の人身保護手続において死刑確定者の弁護活動を展開。テキサス州のリソースセンターやディフェンダーサービスでも活動。非営利の死刑弁護プロジェクト、エグゼクティブディレクターとしても活動。人身保護手続における弁護活動についてテキサス及び全米で研修に携わっている。

ティア・ポセル (Thea Posel) 弁護士。死刑ゼミインストラクター、リサーチフェロー。コロラドとテキサスにおいて死刑事件弁護のチームの一員として、公判前および判決後の死刑弁護についてのコンサルティングをしている。

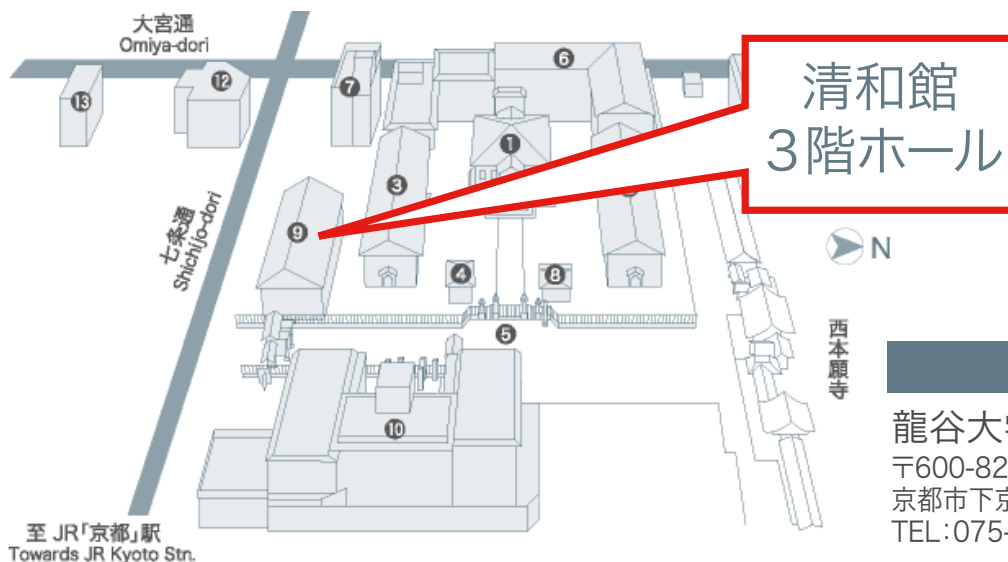
## 【申込方法】

・ネット申込:

<https://goo.gl/forms/UnLDDLXURKxkY8fg1> にアクセスし、Googleフォームに必要事項を登録ください。

・Fax申込:

参加希望の企画名を明記して、龍谷大学犯罪学研究センター (Fax: 075-645-2240) まで、お名前・ご所属・連絡先を明記の上、Faxでお申込みください。



上記QRコードにてネット申込受付  
しています。ご利用ください。

## 会場&アクセス

龍谷大学 大宮学舎・清和館  
〒600-8268  
京都市下京区七条通大宮東入大工町125-1  
TEL:075-343-3311 FAX:075-343-4302